

介護報酬に関する事業者団体ヒアリング 及び意見公募の実施について（案）

社会保障審議会介護給付費分科会として、介護報酬に関する意見をより広く把握し、介護報酬見直しに向けての審議に資するため、事業者団体ヒアリング及び意見公募を実施する。

1．事業者団体ヒアリング

(1) 対象

介護保険サービスを提供する事業者の団体であって、介護報酬に関する意見について意見陳述を希望するものについて、選定の上、ヒアリングを実施する。

(2) ヒアリング申請の要領

- ・ ヒアリングを希望する事業者団体は、団体の名称及びその概要（目的、組織構成、活動内容）並びに意見を記載した申請書（A4 で2枚程度）を、厚生労働省老人保健課まで提出する。
- ・ 申請受付期間：1月下旬（第4回分科会終了後）～2月下旬

(3) ヒアリング実施対象の事業者団体の選定

分科会長が選定する。

(4) 申請書の公表

ヒアリングが実施されなかった分を含め、提出された申請書は、原則として、分科会の場において配布し、公表する。

2．意見公募

(1) 対象

介護保険サービスを提供する事業者、事業従事者、保険者、利用者・家族等の個々の事業者や個人、これらの団体等は、書面にて介護報酬に関する意見を提出できるものとする。

(2) 公募の要領

- ・ 応募者は、その氏名、名称及び概要（事業内容、活動内容等）並びに意見を記載（A4 で1枚）のうえ、厚生労働省老人保健課まで提出する。
- ・ 公募受付期間：事業者団体ヒアリングと同じ

(3) 意見の公表

提出された意見は、原則として、分科会の場において配布し、公表する。

3．その他

事業者団体ヒアリング、意見公募ともに、実施要領については、厚生労働省ホームページに掲載する予定。